

訪問看護・介護予防訪問看護契約書

_____様（以下「利用者」という）、_____様（以下「連帯保証人」という）及び株式会社フレアス（以下「事業者」という）が開設するフレアス訪問看護ステーション水戸（以下「事業所」という）は、利用者に対して行う訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービスについて、次のとおり契約します。

（サービスの目的及び内容）

第1条 事業者が開設する事業所は介護保険法等の関係法令、各種健康保険・老人保健法令及びこの契約に従い、可能な限り居宅において継続して療養を受ける状態又は要支援、要介護状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護又は指定介護予防訪問看護（以下それぞれ「訪問看護」又は「介護予防訪問看護」という）の必要を認めた利用者に対し適正な訪問看護又は介護予防訪問看護を提供することを目的とします。

（契約期間及び更新）

- 第2条 1. この契約の有効期間は、令和 年 月 日から終了手続きがとられるまでとします。介護保険の利用者にあつては要介護認定の有効期間満了日までとします。但し、介護保険有効期間終了1ヶ月前までに解約の申し入れがないときには次の要介護認定期間まで更新されたものとみなします（契約開始と終了）。
2. 前項にかかわらず、次のいずれかの事由が発生した場合には、この契約は終了するものとします。
- (1) 第7条の利用者からの解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合
 - (2) 第8条の規定により事業所から契約解除の意思表示がなされた場合
 - (3) 次の理由でサービスが提供できなくなった場合
 - ア 利用者が介護保険施設や医療施設に入所又は入院した場合
 - イ 主治医より訪問看護及び介護予防訪問看護が不要と判断された場合
 - ウ 利用者が訪問可能地域外に転居した場合
 - エ 利用者が亡くなった場合

（訪問看護サービスの基本内容）

- 第3条 1. 事業者は訪問看護サービスとして、訪問看護師が利用者の居宅を訪問して以下のサービスを行います。
- (1) 療養上の世話
食事（栄養）の管理・援助、排泄の管理・援助、清潔の管理・援助（清拭等）、ターミナルケア
 - (2) 診療の補助
健康状態の確認、褥瘡の処置カテーテル管理等の医療補助行為
 - (3) リハビリテーションに関すること
 - (4) 家族支援に関すること
家族への療養上の指導、相談、家族の健康管理
2. サービス提供の際、利用者又は家族の同意を得てサービス提供に必要な範囲で消耗品や用具、材料を使用します。

(訪問看護計画の作成・変更)

- 第4条 1. 事業者は、主治医の発行する訪問看護指示書に基づいて、利用者の意向を踏まえ、「訪問看護計画書」又は「介護予防訪問看護計画書」を作成し、これに従って訪問看護又は介護予防訪問看護をおこないます。居宅サービス計画（以下「ケアプラン」という）が作成されている場合にはケアプランの範囲内でこれらの計画書を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。
2. 事業者は、利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合で、その変更がケアプランの範囲内で可能なときには、速やかに「訪問看護計画書」及び「介護予防訪問看護計画書」の変更等を行います。
3. 事業者は、利用者がケアプランの変更を希望する場合は、速やかに介護支援事業者への連絡調整等の援助を行います。

(利用者負担金及びその滞納)

- 第5条 1. サービスに対する利用者負担金は、別紙のとおりとします。なお、利用者負担金の額は関係法令によって定められるものであるため、契約中に当該関係法令が変更になった場合には、これに従って改定後の金額が適用となります。
2. 利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用者負担金を2ヶ月以上遅滞した場合、事業者は、利用者に対し、1ヶ月の猶予期間を設けた上で催告することとし、それでもなお利用者負担金の全額の支払がないときは、この契約を解除します。
3. ケアプランを作成しない場合など、介護保険法及び医療保険各法における保険給付が療養費払い（償還払い）となる場合、利用者は、利用料の全額を支払うものとし、その後、利用者において、市区町村に対して保険給付分を請求することとなります。
4. 利用者が、保険料の支払を遅滞している場合、介護保険法及び医療保険各法により保険給付の支払方法が療養費払い（償還払い）に変更される等の保険給付の制限を受ける場合があります。保険給付の制限を受けた場合（被保険者証の給付制限欄に「支払方法の変更」等の記載があった場合）は、事業所が提供したサービスに対する利用料（「費用総額（保険対象分）」及び「利用者負担（全額負担分）」）の総額をお支払いいただきます。
5. 事業所が保険適用外のサービスを提供する場合（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む）には、事前に利用者の同意を得るものとします。

(連帯保証人)

- 第6条 1. 連帯保証人は、この契約に基づき利用者が事業者に対して負担する一切の債務について、利用者と連帯して責任を負うものとします。
2. 連帯保証人は、この契約の条件が変更された場合であっても、その後に利用者が事業者に対して負担する一切の債務について、引き続き前項の責任を負うことを承諾するものとします。

(利用者の解約権)

- 第7条 利用者は、事業者に対して、いつでも1ヶ月の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

(事業者の解約権)

第8条 事業者は、利用者又はその家族の言動（事業者又は事業所の職員に対する誹謗中傷・セクシャルハラスメント・暴力・暴言等を含みますが、これらに限られません）に鑑み、この契約の継続が困難であると判断した場合には、書面で通知することにより、何らの催告を要せず、この契約を解約することができます。

（損害賠償）

第9条 事業者は、事業者又は事業所の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。

（緊急時の対応）

第10条 事業者及び事業所は、サービスの提供中に利用者の病状の急変が生じた場合には、速やかに主治医に連絡を試みる等の必要な措置を講じます。

（身分証携行の義務）

第11条 事業所の訪問看護師は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

（個人情報）

第12条 1. 事業者はサービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する個人情報について、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など法令に定める正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

2. 事業者は、利用者又はその家族から書面による事前の同意を得た場合には、介護支援事業者との連絡調整その他必要な範囲で同意した者の個人情報をを用いることができるものとします。

（サービス提供の記録及び開示）

第13条 1. 事業者は、事業所をして、「訪問看護記録書」等の記録を作成させ、この契約の終了後2年間は、これを適正に保存します。

2. 利用者は、以下の提出先に対し所定の個人情報開示申請書を提出し、手数料を納付することによって、以下の「訪問看護記録書」等の開示対象となる情報の開示を求める事が出来ます。事業者は、利用者から個人情報開示等申請書が提出されたときは、法令に別段の定めがある場合を除き、開示対象となる情報の開示に応じるものとします。

提出先：株式会社フレアス 総務部「個人情報保護管理者」宛

手数料：申請1回ごとに800円とし、800円分の郵便切手を個人情報開示申請書に同封する方法により支払う。

開示対象となる情報：日常の訪問看護記録、訪問看護指示書、特別訪問看護指示書、訪問看護計画書、訪問看護報告書、訪問看護情報提供書（医療保険）

（苦情対応）

第14条 1. 利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業所、介護支援事業者、市区町村又は国民健康保険団体連合会等に対して、いつでも苦情を申し立てる事が出来ます。

2. 事業者は、苦情対応の事業所の責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、

苦情の申し立て又は相談があった場合には迅速かつ誠実に対応をおこないます。

3. 事業者は、利用者が苦情の申し立て等を行ったことを理由として何らの不利益な取り扱いをすることもありません。

(協議事項)

第 15 条 この契約に定めない事項については、介護保険法又は医療保険各法その他関係法令の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議の上定めることとします。

以上の契約を証するため、本書を__2__通作成し利用者、各自署名の上、1通ずつ保有するものとします。

契約内容 訪問看護・介護予防訪問看護

契約締結日 令和 年 月 日

事業者 <事業者名> 株式会社 フレアス
<所在地> 山梨県中巨摩郡昭和町西条1514
<代表者> 代表取締役 澤登 拓

事業所 <事業所名> フレアス訪問看護ステーション水戸
<所在地> 茨城県水戸市堀町1810-1
<代表者> 所長 瀬戸谷 幸枝

利用者氏名

利用者 <住所>

<氏名>

家族 <住所>

<氏名>

<続柄>

代理人・代筆者 <住所>

<氏名>